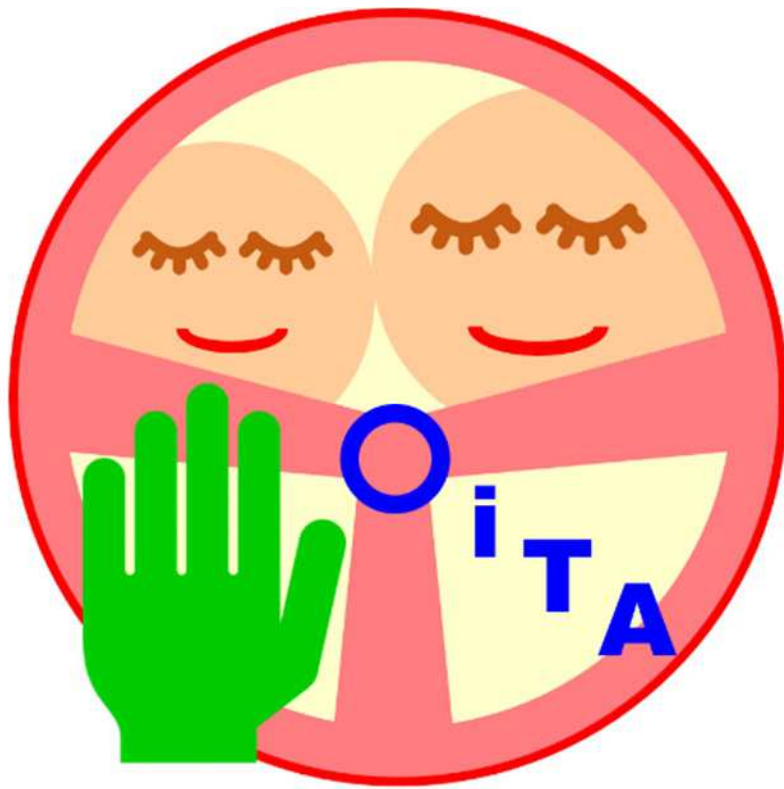


令和 8 年 6 月 9 日（火）
大分県庁舎本館 2 階正庁ホール

令和 8 年度大分県交通安全推進協議会委員会 議 題 資 料



大分県交通安全推進協議会

第1号議案

令和7年度事業報告及び収支の現状について

第1 交通事故の発生状況

令和7年度は、第11次大分県交通安全計画に基づき、

○死亡・重傷事故等重大事故の抑止

○高齢者とこどもの交通事故防止

○飲酒運転の根絶 ～飲酒運転を許さない気運の醸成～

を年間重点推進事項に定め事業を展開しました。

【R7交通事故発生状況】

○ 死者数	41人（前年比＋13人）
○ 発生件数	1,993件（前年比－132件）
○ 負傷者数	2,435人（前年比－184人）
内、重傷者数	237人（前年比＋25人）

【死亡事故の特徴】

○高齢者事故

- ・高齢者の死者数 23人（前年比＋4人）
- ・死者数に占める高齢者の割合 56.1%（前年67.9%）

○歩行者の事故

- ・歩行者事故の死者数 16人（前年比＋11人）
- ・歩行者16人のうち10名が道路横断中、さらにうち9名が高齢者

○飲酒運転に起因する事故

- ・飲酒事故の死者数 1人（前年比±0人）

第11次大分県交通安全計画（大分県の交通安全に関する施策の大綱）

- 期間 令和3～令和7年度（5年間）
- 目標 令和7年度までに死者数を34人以下、重傷者数を220人以下
- スローガン 優しいマナーと思いやりの運転県おおいた



シンボルマーク

＜第12次大分県交通安全計画＞

(1)位置づけ

交通安全対策基本法に基づき作成する、大分県の交通安全に関する総合的・長期的な
施策の大綱

(2)基本理念

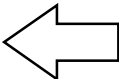
安全で安心な大分県の実現 ～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～

※スローガンは11次計画から引き続き使用

(3)計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(4)目標値

12次計画			11次計画	
死者数	26人以下		死者数	34人以下
重傷者数	192人以下		重傷者数	220人以下

(5)重点項目

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 外国人の交通安全対策の推進【新項目】
- ④ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の
推進 等…10項目

(6)主な取組

- ① 加害・被害両面からの高齢者の事故抑止
➡身体機能の変化、天候、道路状況などに応じた安全運転や自主返納支援の周知、
反射材の着用促進
- ② ドライバーの法令意識の向上
➡横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育等の推進
- ③ 歩行者の交通ルール遵守の徹底
➡歩行者自ら身を守るための行動を促す交通安全教育等の推進

第2 事業実績

1 交通安全推進事業

(1) 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

① 横断歩道での交通ルール遵守とマナーアップ推進



【真田幸村を用いた動画の放映】



【交通事故多発時の取り組み〜R7.5.28〜】

② 自転車安全利用のための啓発

- 各関係団体等との啓発活動～通勤、通学生に対する呼びかけ～：大分駅北口
- 大分市と協働した啓発活動～情報科学高校の生徒による啓発～：情報科学高校
- ツール・ド・九州 2025 におけるブース出展、啓発活動：佐伯市特設会場
- 自転車ヘルメット着用啓発動画の制作・広告発信
- 高校生向け自転車安全利用マンガテキストの製作
- 自転車への青切符制度導入&自転車安全利用チラシを製作し、県内全ての高校等に配布



【関連団体との活動】



【情報科学高校の生徒】



【ツール・ド・九州 2025】



【自転車マンガテキスト】



【青切符制度導入チラシ】

③ 交通安全フェア&白バイ安全運転競技大会の開催(10/25:大分県運転免許センター)

交通安全意識の高揚と交通事故防止の徹底を図るため県警と共催で実施



【交通安全フェア～ヘルメット展示・試着～】

【交通安全フェア～子供向け啓発品の配布～】

④ 交通安全県民大会(9/5:ホルトホール大ホール) ※中止

※台風15号接近に伴い中止

※表彰状・感謝状は、各市町村等を通じて伝達等を実施

⑤ 交通安全ポスターコンクールの開催(7/1～9/9 募集)

- ・県民の交通安全意識高揚を目的として、啓発品の素材となるポスターを募集
- ・「横断歩道マナーアップ」と「自転車安全利用の促進」の2テーマからそれぞれ優秀作品を選定(応募総数202点)作品は大分県立美術館 OPAM において展示を実施



【大賞】芸術緑丘高校 甲斐 結月さん(左)・染矢 優奈さん(右)

(2) 高齢者とこどもの交通事故防止

① 参加・体験型講習会の開催「新しいき交通安全体験講座」

市町村、警察本部との協働により、シミュレータを活用した講習会を県内各地で開催

(R 7 年度：39回・1,085人が参加)

② 運転免許自主返納支援制度の周知

講習会の機会を通じ、運転に不安を感じる高齢者に対し、市町村等が行う支援制度を周知



① 【体験講座】

[illegible]

②【運転免許自主返納制度周知チラシ】

③ マイルール運転の周知

高齢運転者が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、体調や天候、道路状況などを考え、運

転する時・場所を自ら制限する運転である「マイルール運転」を各種 SNS を通じて周知



③【マイルール運転メインビジュアル】

安全運転のための マイルール運転シート

写真のように、排気管のすぐ下で変換して下さい。
この変換シートを貼って、マイルール運転のシートが
何枚もはいることになりませんか？

「マイルール運転」を、自分なりに安全運転の心算として
定めて、毎日一歩ずつ進めよう。安全運転に大切なこと。こ
れを定めて、実行し、みんなを安全にするため
に、このシートを、たくさん使おう。

本紙の裏に、運転中に「安全運転」について書いてあります。

1 前席の座席は空ける

2 前席の運転席は空ける

3 後部座席は空ける

4 後部座席の乗客は空ける

5 前座席は空ける

6 前座席は空ける

7

このシートを、よく読んで、よく覚えて、よく使って、安全運転の心算を定めて、毎日一歩ずつ進めよう。

大 分 県

③【マイルール運転シート】

(3) 飲酒運転の根絶～飲酒運転を許さない気運の醸成～

① FMラジオ番組「飲んだらのれん劇場」の放送(7～8月、12月の2期)

飲酒機会の増えるお盆時期・年末に、コミカルな掛け合いの寸劇番組を放送

【回 数】毎週金曜日の午後7時前に5分間(合計9回放送)

【テーマ】自転車も飲酒運転となること、相談窓口、目撃時の
110番通報等



② 飲酒運転根絶フェア(12/9:竹町ドーム広場)

知事挨拶によるオープニングの後、大分県警察音楽隊による「冬の童謡メドレー」や飲酒運転の誘惑に負けない!というメッセージと共に「負けないで」の演奏を披露。

また、関係者による街頭啓発活動として飲酒運転根絶を呼びかける啓発品の配布実施。



【県知事挨拶】



【大分県警察音楽隊による演奏】

(4) 四季の運動

① 春の全国交通安全運動開始式(4/4:大分県庁舎本館正面玄関広場):主催:県警

新入学児童による正しい横断歩道の渡り方の模範演技

② おおいた夏の事故ゼロ運動開始式(7/10:大分マリンパレス水族館「うみたまご」):主催:県警

オットセイを速度抑止アンバサダーに委嘱し、速度抑止の演技を実施

③ 秋の全国交通安全運動開始式(9/20:大分県庁正庁ホール):主催:交推協

来春、小学校へ入学する幼稚園児による交通安全ソングの披露

④ おおいた冬の事故ゼロ運動開始式(12/11:別府警察署):主催:交推協

別府警察署において、自転車青切符制度を周知するために、別府翔青高校自転車競技部による交通安全宣言・一斉街頭活動の実施

※特に冬のおおいた事故ゼロ運動は、市町村の交通安全推進(対策)協議会の活性化を目的に、別府市・別府警察署協力のもと、別府警察署において実施しました。

※各市町村の交通安全推進(対策)協議会の活性化に向けた取り組みにも、ご協力をよろしくお願いいたします。



① 【春：新入学児童の横断歩道の渡り方】



② 【夏：交通安全アニマル大使】



③ 【秋：幼稚園児による歌の披露】



④ 【冬：別府翔青高校自転車競技部による交通安全宣言】

(5) その他～大分県交通安全推進協議会の取り組み～

① 交通死亡事故多発全県非常事態宣言

- ・ 11/25～12/4 大分県交通安全推進協議会長（県知事）名による「交通死亡事故多発全県非常事態宣言」 ※ 12年ぶりの発令
- ・ 11/16～11/22 の 7 日間に 5 件の交通事故が発生し 6 人が亡くなる



【出発式～多くの団体の方にご出席いただきました～】



【街頭活動～昭和通り交差点で参加者全員で活動～】

② 年末特別交通安全啓発

- ・交通死亡事故の増加を受けて、年末までの交通安全活動を強化
- ・「おおいた冬の事故ゼロ運動」の最終日に交推協各団体と共に「年末特別交通安全啓発式」を開催し、車両貼付用マグネットの配布、一斉街頭活動を実施



【総勢50名による街頭活動】



【啓発車両の出発～啓発マグネット～】

③ 大分県交通安全教育講師派遣事業(県事業)

大分県では依頼に基づき、知事が委嘱した交通安全に対する熱意と理解を有し、知識が豊かで社会的信望がある10名の講師を派遣する事業を行いました。

令和7年度は、延べ168回10,729名の方に対し、交通安全教育を実施しました。

対象は、全世代で保育園児・幼稚園児や、高校生、企業に至るまで幅広く、内容についても、横断歩道の渡り方、自転車の交通ルール、飲酒運転事故防止など様々です。



【園児に対する交通安全教育】



【講師派遣事業】



【講師派遣 QR コード】

④ 大分県交通安全推進協議会による情報発信

「交通安全に関する情報」のため、Instagram と Facebook を運用しています。



大分県・大分県交通安全推進協議会が、



Facebook

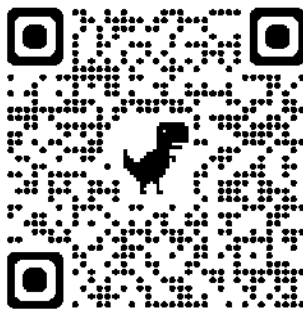


OITA_KOUTUJUANZEN

Instagram

始めました！フォローお願いします！

また、作成した各種啓発動画は Youtube をはじめ、県 HP にも掲載しております。



【県 HP（交通安全啓発動画）】

2 交通事故遺児救済援護事業

(1) 交通事故遺児 人数推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
家庭数	30	30	24	22	24	25
人数	40	42	34	33	33	37

(2) 給付事業

給付内容	金額	人数
新規交通遺児激励金	50,000 円	8 人
入学祝金(小 1、中 1)	50,000 円	1 人
修学旅行助成金(小 5・6)	20,000 円	3 人
修学旅行助成金(中 2)	30,000 円	5 人
家族ふれあい旅行助成金(小 5)	50,000 円	2 人
文化鑑賞・スポーツ観戦等助成金(小・中)	20,000 円	22 人
クリスマスプレゼント(小・中)	20,000 円	22 人
中学卒業祝金(中 3)	100,000 円	7 人
育英支援金(16～18 歳)	60,000 円	15 人

(3) 寄附金の収納状況

区分	件数	金額
一般寄附	21 件	1,380,494 円
募金箱	25 件	486,785 円
合計	46 件	1,867,279 円

※ 大分県交通事故遺児等援護基金への寄附は除く

(4) 交通遺児救済援護事業への寄附金贈呈式

寄附があれば県庁で贈呈式を行い、10 万円以上の寄附をいただいた企業等に対して、知事名の感謝状を贈呈しています。



【寄附金贈呈式後の記念撮影】



【募金箱】※劣化がある場合は交換します

令和7年度大分県交通安全推進協議会収支精算書(案)

収 入 の 部

(単位:円)

科目	決算額(A)	予算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
補助金	4,000,000	4,000,000	0	県補助金
預金利息	2,381	1,000	1,381	
雑収入等	0	0	0	
小 計	4,002,381	4,001,000	1,381	
救済援護事業会計				
補助金	4,700,000	4,700,000	0	県補助金(基金)
繰越金	2,891,022	2,891,022	0	
寄附金	1,867,279	2,000,000	△ 132,721	交推協あて寄附
預金利息	5,416	1,000	4,416	
雑収入等	0	0	0	
小 計	9,463,717	9,592,022	△ 128,305	
収 入 計	13,466,098	13,593,022	△ 126,924	

支 出 の 部

(単位:円)

科目	決算額(A)	予算額(B)	比較増減(A-B)	備考
交通安全推進事業会計				
報償費	112,244	235,000	△ 122,756	表彰物品購入費・イベント司会料
旅費	54,100	10,000	44,100	旅費(冬の運動開始式出演者)
印刷消耗費	2,527,352	2,100,000	427,352	啓発品等の製作費
食糧費	4,350	10,000	△ 5,650	県民大会お茶代
通信運搬費	28,680	27,000	1,680	切手代
使用料及び賃借料	122,060	140,000	△ 17,940	イベント会場使用料等
その他(委託料)	1,101,650	1,420,000	△ 318,350	イベント運営委託料等
その他(手数料)	51,945	59,000	△ 7,055	振込手数料等
小 計	4,002,381	4,001,000	1,381	
救済援護事業会計				
運営費				
人件費	2,514,009	2,700,000	△ 185,991	書記1名
報償費	0	0	0	
旅費	700	5,000	△ 4,300	
印刷消耗費	147,051	400,000	△ 252,949	事務用品等購入費
光熱水費	23,884	23,000	884	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	70,797	48,000	22,797	iPad通信料
使用料及び賃借料	39,839	40,000	△ 161	庁舎使用料
その他(手数料)	34,772	25,000	9,772	振込手数料
内 計	2,831,052	3,241,000	△ 409,948	
援護事業費				
援護事業費 計	3,240,000	2,610,000	630,000	交通事故遺児への助成
新規交通遺児激励金	400,000	150,000	250,000	
入学祝金	50,000	100,000	△ 50,000	
修学旅行助成金	210,000	130,000	80,000	
家族ふれあい旅行助成金	100,000	50,000	50,000	
クリスマスプレゼント助成金	440,000	340,000	100,000	
中学卒業祝金	700,000	600,000	100,000	
文化・スポーツ鑑賞助成金	440,000	340,000	100,000	
高校生等育英支援金	900,000	900,000	0	
その他	0	0	0	
印刷消耗費	80,300	200,000	△ 119,700	
通信運搬費	0	0	0	
その他(委託料)	143,000	70,000	73,000	
寄附金(積立)	117,131	1,800,000	△ 1,682,869	大分県交通事故遺児等援護基金積立
予備費	0	1,671,022	△ 1,671,022	
内 計	3,580,431	6,351,022	△ 2,770,591	
小 計	6,411,483	9,592,022	△ 3,180,539	
支 出 計	10,413,864	13,593,022	△ 3,179,158	

(事業収入)
13,466,098

-

(事業支出)
10,413,864

=

(令和8年度へ繰越)
3,052,234

監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和7年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和8年4月 日に令和7年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和8年4月27日

監事 株式会社大分銀行 営業戦略部長

神田 哲也



監査報告書

大分県交通安全推進協議会の令和7年度の会計監査を下記のとおり実施したので報告します。

記

令和8年4月28日に令和7年度決算書に基づき関係帳簿並びに証票を精査した結果、適正な事務処理が行われており指摘事項はありません。

令和8年4月28日

監事

大分県警察本部警務部会計課長

松中 一寿 

第2号議案

令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

1 大分県交通安全県民運動実施要綱に基づく運動の推進

令和8年度大分県交通安全県民運動実施要綱(案) 参照

(1) 街頭啓発日

毎月1日・毎月20日

(2) 四季の運動

春：令和8年 4月 6日(月)～令和8年 4月15日(水)

夏：令和8年 7月 9日(木)～令和8年 7月15日(水)

秋：令和8年 9月21日(月)～令和8年 9月30日(水)

冬：令和8年12月10日(木)～令和8年12月16日(水)

(3) 大分県交通安全県民大会

令和8年9月8日(火) 午後 県庁舎 正庁ホール(表彰行事のみ)

(4) 飲酒運転根絶フェア

令和8年12月8日(火) 夕方～(大分市竹町ドーム広場)

(5) 令和8年度大分県交通安全推進協議会 委員会

令和8年6月9日(火) 10:30～ (県庁舎本館2階 正庁ホール)

(6) その他

街頭啓発をはじめ、ハーモニーランドを活用したイベントなど各種イベント会場においての各市町村交通安全推進(対策)協議会と連携した広報・啓発を検討中です。

2 変更・廃止する事業について

(1) 大分県交通安全県民大会(変更)

第一部として行っていた表彰行事のみ行い、第二部として行っていたアトラクション(講演・演奏・その他)については、県民に対して交通安全をより広く呼びかけるためのイベントを別途計画中です。

(2) 大分県交通安全ポスターコンクール(廃止)

令和元年以降、高校生を対象とし開催していましたが、応募作品が一部の学校に偏る傾向がみられるほか、応募数が低調であり県内高校生全体への交通安全意識の高揚という当初の目的を達成することが困難であることから、事業を廃止することとします。

令和8年度 大分県交通安全県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、「第12次大分県交通安全計画」(令和8～12年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和8年4月1日(水)から翌年3月31日(水)までの1年間

3 スローガン

おこさず あわず 事故ゼロ



4 運動の推進事項

(1) 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

- 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(2) 高齢者とこどもの交通事故防止

- 高齢者とこどもの安全な通行の確保
- あらゆる機会を通じた効果的な交通安全教育・広報啓発の推進
- 運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

(3) 飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ～

- 車・自転車の飲酒運転根絶に向けた取組の強化
- 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知
- アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



～車も自転車も 飲んだらのれん～

5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な交通安全活動をお願いします。

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

春の全国交通安全運動	4月 6日(月)～ 4月15日(水)	10日間
自転車月間	5月 1日(金)～ 5月31日(日)	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月 9日(木)～ 7月15日(水)	7日間
交通安全県民大会	9月 8日(火) 大分県庁正庁ホール	
秋の全国交通安全運動	9月21日(月)～ 9月30日(水)	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	12月 1日(火)～12月20日(日)	20日間
飲酒運転根絶フェア	12月 8日(火) ガレリア竹町ドーム広場	
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月10日(木)～12月16日(水)	7日間

1 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

(1)横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

《運転者・自転車利用者》

- ・横断歩道手前では減速のうえ歩行者等の有無を確認し、
歩行者等がいれば必ず一時停止をしよう

《歩行者》

- ・横断時は手をあげるなど、ドライバーへの意思表示をして
左右の安全を確認をしよう
- ・止まってくれたドライバーに会釈をするなど、
感謝の気持ちを伝え、思いやりの連鎖を

止まらぬかー!!

この先、
横断歩道ぞ!



(2)自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守

- ・正しい交通ルールを理解して安全運転をしよう
- ・自転車等の利用者はヘルメットを着用しよう
- ・自転車等は保険に加入しよう
※大分県では条例で加入が義務となっています
- ・自転車等は定期的な点検・整備をしよう



(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ショウタイム
～「照TIME-17」の推進～

《運転者・自転車利用者》

- ・早めのライト点灯とハイビームの活用を心がけよう
※ハイビームが基本! ロービームはすれ違い用!
※過去5年間、夜間に車が歩行者をはねた死亡事故(27件)において、
ハイビーム走行は1件のみで残りのドライバーは、ロービーム走行でした(R3～R7)

《歩行者》

- ・夕暮れ時や夜間等の外出は明るい服装と反射材・ライトを活用しよう
※過去5年間、夜間に車にはねられ死亡した歩行者の多くが、
反射材を着用していませんでした(27人/29人、R3～R7)



(4)全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・一般道でも後部座席のシートベルトを着用しよう
※全ての座席のシートベルト着用は義務です。
- ・こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく使用しよう
※6歳以上のこどもでも、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用できない場合はチャイルドシートを使用

2 高齢者とこどもの交通事故防止

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- ・病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、
優しいマナーと思いやりのある運転をしよう

安全運転相談窓口は
#8080です



(2)あらゆる機会を通じた効果的な交通安全教育・広報啓発の推進

- ・あらゆる機会を通じた交通安全教育で、一人一人の交通安全意識を醸成しよう
- ・参加・体験型の交通安全教育(講習)により、加齢に伴う身体機能の変化を確認しよう

(3)運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

- ・衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車を使用しよう
- ・運転に不安を覚えたら
①自分の体調・天候・時間帯などを考えた、「マイルール運転」を考えよう
②運転免許自主返納を家族で考えよう



「マイルール運転」や「運転免許自主返納」を考えてみませんか?
詳しくは県のホームページをご覧ください



大分県 HP

3 飲酒運転の根絶～飲酒運転を許さない気運の醸成～

(1)車・自転車の飲酒運転根絶に向けた取組の強化

- ・幅広い世代に厳しい罰則(拘禁刑、罰金、免許取消)や危険性を周知しよう

酒酔い運転……5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
免許取消欠格期間3年
酒気帯び運転…3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間

(2)飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知

- ・飲酒運転を見かけたら、**勇気を持って110番通報**しよう
※飲酒運転発見時の警察官への通報は、「飲んだらのれん条例」で
努力義務です。

(3)アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- ・依存症等アルコール相談窓口
○ 県内各保健所
○ ころもとからだの相談支援センター(097-541-6290)



相談支援センターHP

大分県交通安全推進協議会全体の取組強化

～各団体・事業所・職員単位の活動の活性化を！～

- ・四季の交通安全運動期間中における、街頭啓発・広報活動、
交通非常事態宣言発令時(各警察署も含む)の取組を強化しよう
※令和7年度は、秋の全国交通安全運動、非常事態宣言に伴う街頭
活動、年末特別交通安全啓発等にご参加いただきました。
- ・大分県交通安全推進協議会事務局・生活環境企画課では、
「Instagram」「Facebook」「YouTube」でも情報の発信
を行っています



希望する団体へ
マグネット配布します

交通重大事故多発中！！

交通ルールを守ろう！！

大分県・大分県交通安全推進協議会

交通安全教育事業 (県のホームページ参照)

- ・「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています
- ・「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています

お問合せ先

県交通安全推進班 097-506-3062

交通事故遺児被害者支援事業

- ・県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、
各種助成金を給付しています。
募金箱を各市町村役所(場)・警察署・県振興局など、県下約150か所に設置しているほか、
お振込みによる寄付も可能です。

お問合せ先

協議会事務局

097-506-3063

- ・交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています。
電話相談や各地域への巡回も行っています。
お気軽にお問い合わせください。(相談無料)

お問合せ先

県交通事故相談所

097-506-2166



大分県交通安全推進協議会
事務局:大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先:097-506-3062(3063)



令和8年度大分県交通安全推進協議会収支予算書(案)

収入の部

(単位:千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
交通安全推進事業費				
補助金	4,000	4,000	0	県補助金
預金利息	1	1	0	
小 計	4,001	4,001	0	
救済援護事業費				
補助金	4,700	4,700	0	県補助金
繰越金	3,052	2,891	161	R7からの繰越額
寄附金	2,000	2,000	0	交推協宛て寄附
預金利息	1	1	0	
小 計	9,753	9,592	161	
計	13,754	13,593	161	

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
交通安全推進事業費				
報償費	200	235	△ 35	
旅費	10	10	0	講師旅費
印刷消耗費	1,850	2,100	△ 250	チラシ・ポスター等の製作
食糧費	5	10	△ 5	
通信運搬費	27	27	0	切手等
使用料及び賃借料	100	140	△ 40	イベント会場使用料等
備品購入費	0	0	0	
その他(委託料)	1,750	1,420	330	イベント運営委託料等
その他(手数料)	59	59	0	振込手数料等
小 計	4,001	4,001	0	
救済援護事業費				
運営費				
人件費	2,700	2,700	0	書記1名
報償費	0	0	0	賞状・額購入
旅費	5	5	0	書記旅費
印刷消耗費	400	400	0	文具・消耗品等
光熱水費	23	23	0	県庁舎使用に伴う負担金
通信運搬費	75	48	27	iPad通信料等
使用料及び賃借料	40	40	0	県庁舎使用料等
備品購入費	0	0	0	
その他(手数料)	40	25	15	振込手数料
内 計	3,283	3,241	42	
援護事業費				
援護事業費	2,620	2,610	10	交通事故遺児への助成
印刷消耗費	200	200	0	チラシ・ポスター等の印刷
通信運搬費	0	0	0	
その他(委託料)	0	70	△ 70	
寄附金(積立)	1,800	1,800	0	
予備費	1,850	1,671	179	
内 計	6,470	6,351	119	
小 計	9,753	9,592	161	
合 計	13,754	13,593	161	

第3号議案

大分県自転車・二輪車商協同組合の協議会脱会に伴う要綱の改正について

大分県自転車・二輪車商協同組合が解散したことに伴い、大分県交通安全推進協議会より脱会するもの。

それに併せて、大分県交通安全推進協議会要綱第4条により定められた「大分県交通安全推進協議会構成団体名簿」及び第5条第2項の5により定められた「大分県交通安全推進協議会役員名簿」を改正するもの。

大分県交通安全推進協議会要綱(改正案)

(名称)

第1条 この協議会は、大分県交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、関係機関及び団体等の有機的な連絡協調を図り、もって県下における交通安全運動、交通安全教育並びに交通遺児及びその家族(以下「交通遺児等」という。)に対する救済援護活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全運動に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全の調査、広聴に関すること。
- (4) 交通遺児等への救済援護活動に関すること。
- (5) 交通安全功労者等の表彰に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体により構成する。

(役員及び委員の選任)

第5条 協議会に、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 委員

2 役員及び委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、大分県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- (3) 監事は、会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会長が委嘱する。
- (5) 委員は別表2のとおりとする。

(任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。

(3) 監事は、協議会の経理を監査する。

(4) 顧問は、協議会の活動及び運営について、会長の諮問に応じ意見を述べるものとする

2 委員は、協議会の事業効果が図られるよう、その所属機関、団体において推進に努めるものとする。

（委員会）

第7条 協議会に、次の事項について審議し、決定する委員会を置く。

(1) 要綱の改廃に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 委員会は、毎年1回事業年度終了後会長が招集するほか、会長が必要と認めたときに招集する。

3 委員は、委員会の招集を会長に要請することができる。

4 会長は、委員会の議長となる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事）

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の所属する団体の職員のうちから会長が選任する。

（幹事会）

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議または処理する。

(1) 委員会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 委員会に付議すべき事項に関すること。

(3) 連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会の運営に関すること。

（部会）

第10条 会長は、特別の事項を処理するため必要があるときは、関係の委員又は幹事をもって構成する部会を設置して行わせることができる。

（表彰）

第11条 協議会は、交通安全に関し、特別の功労のあった者又は団体等に対して、会長表彰を

行うものとする。

2 表彰の基準その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第13条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 補助金

(3) 利息等その他の収入

(事務局)

第14条 協議会の事務局を、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年 8月 6日から施行する。

大分県交通安全対策協議会要綱は、廃止する。

この要綱は、平成 7年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 7月 1日から施行する。

改正要綱第2条及び第3条は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 2日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 9月 9日から施行する。

この要綱は、令和4年 8月15日から施行する。

この要綱は、令和7年 6月 3日から施行する。

この要綱は、令和8年 6月 9日から施行する。

別表1

大分県交通安全推進協議会構成団体名簿

	団 体 名		団 体 名
1	(公財) 大分県交通安全協会	40	大分県医師会
2	(一財) 大分県自動車会議所	41	大分県市町村教育委員会連合会
3	(一社) 大分県自動車整備振興会	42	大分県立学校長協会
4	大分県自動車販売店協会	43	大分県中学校長会
5	(一社) 大分県バス協会	44	大分県小学校長会
6	(一社) 大分県タクシー協会	45	大分県国公立幼稚園会
7	(公社) 大分県トラック協会	46	(一財) 大分県私学協会
8	(一社) 大分県自家用自動車協会	47	大分県私立幼稚園連合会
9	(一社) 大分県安全運転管理協議会	48	大分県PTA連合会
10	(一社) 大分県指定自動車教習所協会	49	大分県高等学校PTA連合会
11	自動車安全運転センター大分県事務所	50	大分県私立中学高等学校保護者会
12	大分県自転車・三輪車商協同組合	51	大分県市長会
12	大分県二輪車普及安全協会	52	大分県町村会
13	(一社) 日本自動車連盟大分支部	53	大分県消防長会
14	全国共済農業協同組合連合会大分県本部	54	大分県連合青年団
15	大分県交通安全母の会・(一社) 大分県地域婦人団体連合会	55	大分合同新聞社
16	大分県女性ドライバー協議会	56	西日本新聞大分支局
17	(独) 自動車事故対策機構大分支所	57	読売新聞大分支局
18	九州旅客鉄道(株) 大分支社	58	朝日新聞大分総局
19	西日本高速道路㈱九州支社大分高速道路事務所	59	毎日新聞大分支局
20	大分県運転代行事業組合	60	日本経済新聞大分支局
21	大分県商工会議所連合会	61	日刊工業新聞社東九州支局
22	大分県商工会連合会	62	共同通信大分支局
23	大分県中小企業団体中央会	63	時事通信大分支局
24	(一社) 大分県建設業協会	64	NHK大分放送局
25	(一社) 大分県産業資源循環協会	65	(株) 大分放送
26	大分県石油商業組合	66	(株) テレビ大分
27	(一社) 大分県食品衛生協会	67	(株) 大分朝日放送
28	大分県飲食業生活衛生同業組合	68	(株) エフエム大分
29	大分県社交飲食業生活衛生同業組合	69	九州運輸局大分運輸支局
30	大分県酒造組合	70	九州地方整備局大分河川国道事務所
31	大分県小売酒販組合連合会	71	九州地方整備局佐伯河川国道事務所
32	(公財) 大分県老人クラブ連合会	72	大分労働局
33	(福) 大分県社会福祉協議会	73	市町村
34	(公社) 日本ボーイスカウト大分県連盟	74	大分県議会
35	(公社) ガールスカウト大分県連盟	75	大分県教育庁
36	大分県自治会連合会	76	大分県警察
37	大分県民生委員児童委員協議会	77	大分県
38	大分県公民館連合会		
39	大分県弁護士会		77 78 団体

別表2

	役職	委 員 名
1	会長	大分県知事
2	副会長	大分県副知事
3		大分県教育長
4		大分県警察本部長
5		(公財)大分県交通安全協会会長
6		大分県交通安全母の会会長 兼(一社)大分県地域婦人団体連合会長
7	監事	大分銀行営業戦略部長
8		大分県警察本部会計課長
9	顧問	大分県議会議長
10	委員	(一財)大分県自動車会議所理事長
11	委員	(一社)大分県自動車整備振興会長
12	委員	大分県自動車販売店協会会長
13	委員	(一社)大分県バス協会会長
14	委員	(一社)大分県タクシー協会会長
15	委員	(公社)大分県トラック協会会長
16	委員	(一社)大分県自家用自動車協会会長
17	委員	(一社)大分県安全運転管理協議会長
18	委員	(一社)大分県指定自動車教習所協会会長
19	委員	自動車安全運転センター大分県事務所長
20	委員	一大分県自転車・三輪車商協同組合理事長
20	委員	大分県二輪車普及安全協会会長
21	委員	(一社)日本自動車連盟大分支部長
22	委員	全国共済農業協同組合連合会大分県本部長
23	委員	大分県女性ドライバー協議会長
24	委員	(独)自動車事故対策機構大分支部長
25	委員	九州旅客鉄道㈱大分支社長
26	委員	西日本高速道路㈱九州支社大分高速道路事務所長
27	委員	大分県運転代行事業組合代表理事
28	委員	大分県商工会議所連合会長
29	委員	大分県商工会連合会長
30	委員	大分県中小企業団体中央会長
31	委員	(一社)大分県建設業協会会長
32	委員	(一社)大分県産業資源循環協会会長
33	委員	大分県石油商業組合理事長
34	委員	(一社)大分県食品衛生協会会長
35	委員	大分県飲食業生活衛生同業組合理事長
36	委員	大分県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
37	委員	大分県酒造組合会長
38	委員	大分県小売酒販組合連合会会長
39	委員	(公財)大分県老人クラブ連合会長
40	委員	(福)大分県社会福祉協議会長

	役職	委 員 名
41	委員	(公社)日本ボーイスカウト大分県連盟長
42	委員	(公社)ガールスカウト大分県連盟長
43	委員	大分県自治会連合会長
44	委員	大分県民生委員児童委員協議会長
45	委員	大分県公民館連合会長
46	委員	大分県弁護士会長
47	委員	大分県医師会長
48	委員	大分県市町村教育委員会連合会長
49	委員	大分県立学校長協会会長
50	委員	大分県中学校長会長
51	委員	大分県小学校長会長
52	委員	大分県国公立幼稚園・こども園会会長
53	委員	(一財)大分県私学協会会長
54	委員	大分県私立幼稚園連合会長
55	委員	大分県PTA連合会会長
56	委員	大分県高等学校PTA連合会長
57	委員	大分県私立中学高等学校保護者会長
58	委員	大分県市長会長
59	委員	大分県町村会長
60	委員	大分県消防長会長
61	委員	大分県連合青年団長
62	委員	大分合同新聞社長
63	委員	西日本新聞大分支部長
64	委員	読売新聞大分支部長
65	委員	朝日新聞大分総局長
66	委員	毎日新聞大分支部長
67	委員	日本経済新聞大分支部長
68	委員	日刊工業新聞社東九州支局長
69	委員	共同通信大分支部長
70	委員	時事通信大分支部長
71	委員	NHK大分放送局長
72	委員	(株)大分放送社長
73	委員	(株)テレビ大分社長
74	委員	(株)大分朝日放送社長
75	委員	(株)エフエム大分社長
76	委員	九州運輸局大分運輸支局長
77	委員	九州地方整備局大分河川国道事務所長
78	委員	九州地方整備局佐伯河川国道事務所長
79	委員	大分労働局長
80	委員	大分県議会福祉保健生活環境委員長
81	委員	大分県警察本部交通部長
82	委員	大分県生活環境部長

